

## 高知大学アドバイザー教員に関する規則

平成16年4月1日  
規則第143号

最終改正 平成20年3月26日規則第127号

- 第1条 高知大学（以下「本学」という。）に、アドバイザー教員の制度を置く。
- 第2条 アドバイザー教員は、本学の専任教員があたるものとする。
- 第3条 アドバイザー教員は、学生の履修計画及び進学・就職等について助言を与えるとともに、学生生活全般について相談を受けるものとする。
- 第4条 アドバイザー教員は、学生の便宜を図るためにオフィス・アワーを設けるものとする。
- 第5条 アドバイザー教員は、学部教授会の求めがある場合には、学生に関する資料を作成し、報告しなければならない。
- 第6条 その他アドバイザー教員の運用については、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。